

大阪柔整だより

「第 9 回あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」開催について

これまでに幾度か発信させていただいておりますが、コロナ禍のため開催が中断していました「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」が 2 月 13 日（月）17 時 30 分よりオンライン会議で開催されました。この度、厚生労働省 HP にて議事録が公開されましたので、内容を簡単に報告させていただきます。

今回の主な議題は「施術所の名称等について」となっており、柔道整復師に関しては「整骨院」の名称使用について議論がなされました。

内容としては、「整骨院の名称使用を外し、接骨院であることに統一する必要がある」「整骨院という名称は、国民が理解しにくく、整形等と紛らわしい」という意見があり、対して柔整業界としては、「整骨院の届け出と接骨院の届け出数が均衡している点、それに整骨院での届け出を受け取っておいて、今になってこれは認められないというのは腑に落ちない」という意見と共に「新規開業者においては、接骨院というのはやぶさかではないが、とにかく無資格、いわゆる非医業類似行為者の法制度を整え、取り締まってほしい」「看板を変えるということは、相当負担がかかることも考慮してほしい」という意見が出されました。

次に、既存の施術所については施術所が移転したとき、看板掛け替え、名称の変更を届け出するときは是正するという議論がなされ、どのくらいの期間で直すかというのは、再度検討し、基本的に整骨院から接骨院に順次機会を見て替えていただくということで合意されました。

更に、インターネット上のウェブサイトの問題も非常に大きいと考えられ、「有資格者も、また無資格者もそういった施術所で問題のあるサイトが氾濫している」との意見があり、これは患者保護のため早めに法改正をして実効性のある規制を検討すべきとの考えが示されました。

また、今回の議論は、中長期的な課題（適応症表示・料金表示等）を含め、ガイドライン（案）が作成でき次第、次回の検討会を開催することを予告し閉会となりました。

最後に、今回の検討会で議論されている「整骨院」について、柔道整復師ならご存じであろう 各務 文献 先生が 1810 年に出版された「整骨新書」で既に「整骨」という文字が使われている歴史があります。議論されるべきは「整骨」の名称使用についてではなく、本来の柔道整復師の業務とは何か、それを府民市民の方にご理解いただくために必要な広告とは何かを熟考し「あはき・柔整広告ガイドライン」が制定されることを切に願います。